

主治医意見書作成にあたっての注意事項について

- ・受診がなく、作成が困難な場合や申請者と連絡がつかない場合は、早急に介護保険課までご連絡ください。
- ・申請区分のご確認をお願いいたします。介護度の見直しの変更申請にもかかわらず、一部医療機関において、以前の意見書をそのままご提出されるケースがございます。受診の際、作成依頼と併せて、申請区分を伝えるよう申請者に周知しておりますが、各医療機関におかれましても、ご確認いただければと思います。
- ・第2号被保険者(65歳未満)で申請ができる方は、加齢との関係が認められる16の特定疾病に該当する場合に限ります。特定疾病に該当しない場合は、早急に介護保険課までご連絡ください。
- ・認定結果や居宅サービス計画の情報開示をご希望される場合は、主治医意見書2枚目の特記すべき事項の枠内に、「認定結果の情報開示希望」・「認定結果と居宅サービス計画の情報開示希望」とご記載ください。
- ・被保険者が亡くなった場合でも、サービスの利用状況によって、認定結果が必要となるため、意見書のご提出をお願いすることがございます。ご不明な場合は介護保険課までお問い合わせください。
- ・主治医意見書作成料請求書は最新の様式(令和6年6月1日改正)をご使用ください。過去5年以内に当該医療機関で意見書をご作成している場合の支払い区分は「継続」となります。

要介護・要支援認定の申請から認定までの処理期間は、介護保険法で30日以内と定められております。迅速な要介護認定のため、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

長野市ホームページに医療機関向けの情報を掲載しております。作成にあたり、判断に迷う項目がございましたら、ご参照いただくようお願いいたします。

長野市 意見書作成 で検索
またはこちらからアクセス⇒

- ・主治医意見書記入の手引き
- ・意見書作成チェック項目
- ・主治医意見書様式・請求書様式 など



〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市保健福祉部 介護保険課 認定担当

TEL 026-224-7891 FAX 026-224-5247

(裏面もご確認ください)

介護保険主治医意見書の記入チェック項目

ご提出いただいた意見書で、記載内容の不備が多い箇所について抜粋させていただきました。

以下のチェック項目につきましては、各医療機関様に対してのお問い合わせを減らすことを目的としております。お手数をおかけしますが、提出される前に今一度ご確認をお願いいたします。

なお、こちらのチェック項目は提出時の確認用のため、返送不要となります。

チェック項目	下記に し点
医師氏名欄に主治医意見書を作成した医師氏名を記入しているか。	☐
最終診察日を記入しているか。	☐
1－(1)「診断名」の発症年月日が記入されているか。 発症年月日が分からない場合は、「不詳」と記入されているか。	☐
1－(2)「症状としての安定性」が不安定にチェックの場合、具体的な状況を記入しているか。	☐
3－(4)「その他精神・神経症状」が有の場合、症状名・専門医受診の有無を記入しているか。	☐
4－(1)「移動」歩行補助具・装具の使用(複数選択可)を選択しているにもかかわらず、“用いていない”を含んでいないか。	☐
4－(2)「栄養食生活」は“食事行為”と“現在の栄養状態”の両方にチェックが入っているか。	☐
4－(4)「サービス利用による生活機能維持・改善の見通し」にチェックが入っているか。	☐